

岐阜県今須地方における択伐林の形成とその推移（I）

本 吉 瑠 璃 夫

RURIO Motoyoshi

Studies on the historical development of the selection forest
on the forestry of Imasu district in Gifu Prefecture (I)

要旨：近世期における今須村は、宿場町であるとともに、林産物の農民による小商品生産が進んだ村であった。明治に入って、宿駅制の廃止とともに、今須村の宿場依存経済は破壊され、上層農民の支配的秩序も、今須騒動を経過して弱体化し、上層農民の名請山、一村総持共有山の小農的分割によって、小規模分散的な山林の所有形態が形成された。

今須村の択伐林業は、小規模分散的山林所有構造と、宿駅制の廃止にともなう農家の余剰労働力とが結びつき、スギ・ヒノキの大径木生産を目標とする、きわめて労働集約的な林業として発達した。その特徴である大径木の小量分散的、連年の生産と、挽板、挽割、樽丸等の製造は、択伐林所有者に連年の山林所得を保障するとともに、多数の杣・木挽と木材商人の存在を可能ならしめた。

I 緒 言

この研究は、京都大学寺崎教授を代表者とする「森林機能保全のための恒続的施業林に関する研究」グループの一員として、筆者が分担した「森林施業の地域的特性に関する調査研究」の一環として行ったものである。

この研究の対象とした今須地方とは、現在の岐阜県不破郡関ヶ原町字今須の全域であって、昭和29年の町村合併にいたるまで今須村であった範囲を指称する。

不破郡史によると、今須村は豊臣秀吉の直轄領であって、徳川家康も関ヶ原合戦後美濃国不破郡今須村を幕府直轄地とし、代官の直接支配下においていた。その後、文化元年（1804）大垣藩預所となり、《文化元年以前に、明和7年6月（1770）一旦大垣藩預所となつたが、同年閏6月、再び代官に引渡されている。》以後、明治維新にいたるまで支配関係に変化なく、大垣藩預所として推移している。

明治4年（1871）、旧藩県の廃止によって岐阜県の管轄に入り、明治12年（1879）郡区町村編制法の公布

とともに、従来どおり不破郡に所属することとなった。以後、明治、大正、昭和戦前期を通じて、今須村については町村の合併は行われなかった。戦後、町村合併促進法にもとづく町村合併によって、昭和29年、関ヶ原町に合併し現在にいたっている。

この報告は、上記の研究グループに参加することを得たために、とりまとめることができたものであって、京都大学寺崎康正教授、同赤井龍男助教授、京都府立大学大隅真一教授、同田中貞雄前教授、その外研究グループに属する諸先生に対して、この紙上をかりて心から謝意を表するものである。

また、この研究にあたって、多大のご配慮とご厚意を得て、貴重な古文書、古記録類を提供していただき、そのうえ、筆者の未知であった今須村の歴史について、数々のご教示を賜わった、関ヶ原町史編集委員長不破幹雄氏、関ヶ原町教育委員会掛樋良造氏をはじめ、同委員会教育長岩田省三氏、公民館長佐竹高保氏、ききとり調査にご協力ください、心よくご応答していただいた、上田謹一氏、岡島有一氏、木村治一氏、山本総助氏に対し、さらに、択伐林の調査に格別のご協力と

種々のご便宜をはかっていただいた、岐阜県林政部経営普及課木島滋技術主査、西南濃県事務所林務課大洞摺雄普及係長、関ヶ原町役場産業観光課吉田春雄課長、同課三宅賢作課長補佐その外多くのご援助をいただいた方々に対し厚くお礼の言葉を申し述べるものである。

II 近世期における木材・薪炭の生産

1 商品としての木材・薪炭の生産とその移出

今須村において、木材・薪炭が何時頃から生産され他の地方へ移出されたのであろうか。室町時代以降、墨俣一表佐一柏原一朝妻一瀬田という飛驒・美濃材の京都への輸送経路に、今須村が接していたことを考えると、近世期以前においても、領主への貢納材等が生産され、京都等へ輸送されていたとも考えられるが、明らかでない。

慶長7年（1602）、中仙道の一宿場として今須宿が開設され、人馬の継立が開始されるに及んで、街道筋（中仙道・美濃路・伊勢街道・北国街道・牧田街道等）の城下町、宿場等における木材・薪炭の需要を満たすために、今須村において、村外向の木材・薪等の生産も開始されたと考えることは誤りではなかろう。しかし、商品としての木材・薪等が他地方へ恒常に移出されるようになったのは、おそらく元禄期以降であろう。

次に掲載する天明8年（1788）の文書によると、当時商品として柴割木・杉皮・吹板（屋根葺板と推定一筆者注）諸挽物材木類が、今須村から関ヶ原を経て東方へ移出、販売され、関ヶ原宿において、柴割木を除く他の杉皮・板・挽物類に対しては、毫駄について14文の口銭が徴収されていたことが明らかとなる。

為取替証文之事（今須上村山講文書）

一其御宿より東筋江壳り来前々より木品附通被申候處、彼是之儀為之ニ付七ヶ宿御取締役五郎次殿取曇ニ双方納得之上、柴割木者口銭取不申、其外杉皮、吹板、諸挽物材木類毫駄ニ付口銭拾四文宛、銘より請取之候筈相究候上者、少茂故障ケ間敷儀無御座候、聊故障無之様急度取斗可申候、為後日為取替証文仍而如件

天明八年申八月

関ヶ原宿

問屋 彦左衛門

証人 孫 助

今須宿

御庄屋 中
御年寄

また、寛政6年（1794）の次の文書は、今須村から西方、米原湊にも木材が運ばれていたこと、寛政期に

は、今須宿の町方と谷方に木屋仲間が組織され、番場宿一米原湊間の橋梁架設、修復経費の一部を、木屋仲間が分担していることを明らかにしている。

覚 （今須上村山講文書）

一金五両也

右者番場宿より米原湊迄之間、川々出水之砌毎度差闊出来難渋ニ付、新規ニ三橋相懸候ニ付入用過分ニ相懸リ、各方江御手伝之儀御頼申入候処、日比野七右衛門殿取曇を以御納得之上預、御太儀忝致受納候、然上ハ積金致置、永代三橋修復相続可致候、依之一札仍而如件

寛政六年寅閏十一月十四日 番場宿問屋惣代
北村新六④

今須宿町中谷方

木屋御仲間衆中

一木材木之分今須より米原湊迄附通之分ハ先年之通り
故障無御座候

但シ三橋上引通り候事堅ク相成不申候

番場宿問屋惣代
北村新六④

さらに、次に掲載する文書は、文久3年（1863）、今須から垂井宿を経て大垣城下へ運搬し販売する木材類に対して、垂井宿問屋で口銭を徴収しようとして今須宿と争論となり、両宿対決では示談にならなかったが、役所からの声懸による下真桑村三右衛門の取曇によって、この争論が解決したときの内済証文である。

内済に際して、次の3カ条が取極められ、相互に確認している。

- (1) 今宿須から持出す木材のうち、歩持之分については、安政6年（1859）に取極められた鑑札制を継続し、従来通り無口銭とすること。
- (2) 争論挨拶料として、今須宿から三右衛門を通じて垂井宿へ金五両を渡すこと。
- (3) 牛馬口銭については、天明期に取極めたとおり相互に守ること。

この文書の後段に、今須宿の庄屋衆から山講あての報告がつけ加えられている。この報告は、今須宿の当役庄屋と今須上村（公認された村落ではないようであるが、—庄屋・年寄・百姓代の村方三役が設置されていない—上の谷を上村、下の谷を下村と呼称している場合がある。）の惣代6名（今須村における木材生産が、この当時は、主として今須上村の住民によって行われていたことを推察させる。）が、この争論の内済協議に参加したこと、山講中から請取った垂井宿への挨拶金五両を三右衛門へ渡したこと、等を内容とするものである。

差出申熟談証文之事（今須上村山講文書）
 一今須宿より大垣御城下江持通候木材類、垂井宿問屋ニ而口銭可請取旨、右今須宿江及対談、彼是差構候段達御聽、今度両宿被召出一通り御訂御座候処、両宿より存意仕来之次第奉申上候ニ付、御役所様御慈悲之御評義被成下置、対談内済可致旨被仰渡候ニ付、熟談方申合候得共、相互ニ義理合背之意内眺合ニ而、示談行届兼候間、御役所様之思召を以、曇人被仰付被下置度段、両宿より奉申上候処、尚御慈悲を以貴殿江御声懸り被成下置、依之御立入双方意内御尋、且外之宿においても口銭無之段御問合之上、御挨拶被下候ニ付、双方納得熟談相整候、趣意左之通
 一今須宿より持通候木材歩持之分、安政六未年取極之通鑑札相渡置候儀ニ付、無口銭ニ而是迄在来通り取斗ひ可申事
 一今般御挨拶之趣意として金五両、今須宿より貴殿手元江差出、垂井宿江御渡被置候事
 一牛馬口銭之儀、天明度熟談為取替証文面之通相守可申事

附り 本文之外人足馬士共ニおいて彼是申合無之様締りいたし置可申事
 右者、今般貴殿御立入御挨拶被下候処、双方共勘弁折レ合、前ケ条之通熟談相整候上者、相互ニ無違失相守可申、依之為後日両宿役人連印之内済証文仍如件

文久三年亥十一月	今須宿
庄屋兼年寄	藤右衛門
庄屋	七郎兵衛
垂井宿	
問屋	庄助
下真桑村	同断
三右衛門殿	庄屋

前書之通拙者立入及御挨拶候処、御双方共意氣地解合御熟談之上、連印之内済証文御差出ニ付、為後年致奥印御渡申候以上

亥十二月 右 三右衛門

今須宿御役人衆中

右者、当村より差出候木品類之儀ニ付、垂井宿ニおいて故障致出来候処、当役并上村ニ而為惣代伝四郎、清八、孫左衛門、甚右衛門、端藏、吉蔵罷出及示談、則前書之通熟談相整候ニ付、取曇人三右衛門殿江相渡候金子之儀者、山稼之もの一同より差出可申旨申聞候ニ付、金五両也遣ニ請取相渡申候、為後日仍而如件

文久三年亥十一月

庄屋 河地三左衛門 ㊞
 同断 三和三郎助 ㊞
 同断 日比野七郎兵衛 ㊞
 同断 木田藤右衛門 ㊞

山講中

上に掲載した今須上村山講文書（すべて不破幹雄氏のご好意によって提供をうけた文書である。）より、木材薪炭の生産、移出について次のことが明らかとなる。

- (1) 今須から東方大垣方面、西方米原湊方面へ商品としての木材・薪等が移出されていたこと。
- (2) 今須から壳渡先までに通過する各宿場において、牛馬によって運搬される木材に対しては、口銭が徴収されていたこと。
- (3) 今須の町方、谷方の木材商人が木屋仲間を、山稼のもの達の組織として今須上村に山講が結成されていたこと。
- (4) 中仙道の道路、橋梁等の新設、修復経費が木屋仲間に、今須宿と他の宿場との木材をめぐる争いに関する所要経費が、山稼集団としての山講に賦課されていたこと。

2 木材・薪炭の生産形態

上述のとおり、近世期今須村において、商品としての木材薪炭が生産され、村外に移出されているが、これ等の林産物は、どのような生産形態のもとに生産されたものであろうか。以下この問題について、史料を根拠として、できるかぎり解明しよう。

(1) 御林の存在とその性格

筆者の調査では、次に掲載する御林帳に示されていようとおり、今須村には中挟、片平の2カ所、あわせて11町6反6畝の御林が存在している。

御林帳（抜粋）不破郡今須村（今須文書）

字中挟山

一 御林 壱ヶ所 但長九百四拾三間

横平均式拾三間

此反別 七町弐反式畝廿九步

此木数 六百三本（全部松一筆者注）

同木（松）四百八拾九本 苗木

字片平山

一 御林 壱ヶ所 但長五百間

横平均式拾六間

此反別 四町三反三畝拾步

此木数 五百八拾本（全部松）

同木（松）三百九拾八本 苗木

右御林木数書面之通候間生立置様平常心を附、若風難立枯等有之候ハバ早々可相届事

天保十五辰年八月

大垣御預役所 ㊞

今須庄村屋
年寄

この御林帳のほか、文化5年（1808）御普請明細帳、文政4年（1821）御林木数書上帳、文久3年（1863）御林苗木成木之分書上帳、同年御林帳等いずれの文書においても、御林についての記載は、木数以外は、全く天保15年の御林帳と同一である。また、明治維新後、土地官民有区分、地租改正文書にも、上記2カ所の御林（官林）以外には、寺社の境外林で上地された官林（例えば、元滝本坊属地の林7反1歩、草生地1反6畝29歩など）を除いては、御林一官林に関する記録は全くない。

中挾、片平の御林は少面積の松林であって、正徳6年（1716）中仙道今須宿往還土橋三ヶ所掛替仕様帳、延享3年（1746）今須宿往還土橋五ヶ所掛替仕様帳等に記載されている伐出記録から判断して、主として中仙道筋の土橋の改築材、補修材の供給源として設定されたものと推察される。例えば、延享3年の土橋掛替に際して、中挾、片平の御林から150人の人足によって、柱・梁・行桁・並木用材として96本の松材が伐出されている。

このように、中挾、片平の御林は、主として道路、橋梁工事用資材の供給源として設定された小規模のもので、たとえ多少の御用木、薪が生産されたことはあったとしても、松の立木本数から考えて、上記資材以外、商品としての木材、薪が生産されうるような御林ではない。

また、今須材に対する各宿場における口銭の徵収、木屋仲間を組織していた多数の霧細な地元木材商人の存在、今須村に対する山年貢の賦課等をあわせ考えると、御林以外の林地において、或は、指定御用木を対象として、木材、薪炭の領主的生産が行われたとは考えられない。

したがって、筆者は、今須択伐林の成立要因として、大垣藩の政策を重視した、「藩の直轄地として、藩の必要に応じて、抜き伐りがなされていたらしい」¹⁾という推定を認めることはできない。

(2) 上層農民の支配的秩序と、村持山、私的所持山林からの木材・薪炭の生産

つぎに、村持山、私的所持山林の存在に言及しなければならない。

近世期、今須村における各所持形態別山林の各持主、反別、林況等が記載された山検地帳、山林名寄帳等の存在を確認することはできなかった。（文政12年（1829）今須村田畠山林名寄帳が保存されているが、山林についての記載部分が欠除している。）しかし、文久2年

（1862）の今須村高反別帳、安政元年（1854）以後の山年貢改帳、文久3年（1863）にはじまる田畠山林入引帳等に記載されている山年貢の賦課状況から、山林所持に関連して、次のことを明らかにすることができた。

① 山年貢が、いつ頃から今須村に賦課されるようになったかについては、明らかにしえなかつたが、幕末期には、7石6斗の山年貢が小物成としてではあるが、賦課されていたこと。（1反（地租改正時山林台帳反別）につき1合弱、京都府山国地方新検山役1反につき2合）

② 上層農民（頭百姓一村内門閥層、庄屋、年寄、百姓代、高持立会惣代をつとめる家柄のものたち（寺院を含む）を総称する。以下同じ。）の支配下におかれ、商品としての木材、薪炭も生産される場でもあったが、主として自給用肥草、秣草、自家用薪等の供給源として存在した一村総持共有山に対しては、町方、在方負担分として山年貢の負担高が定められ（錢納であったので、米相場の関係から毎年改められている一山年貢改帳）、一定の基準にしたがって、各戸または林内小集落（字）に賦課されている。（山年貢改帳の記載から判断して、各戸平等負担のようであって、明治5年～同9年の家別役並野山割賦帳によると、少くとも町方については、各戸平等（明治5年一錢3厘3毛、明治9年一8錢5厘）に野山銭（幕末期の山年貢町方分に相当すると推定される。）が賦課されている。）

③ 農民個人、社寺等の私的所持山林（売買価格が明示されている林地処分に関する古文書を確認することができなかつたので、所有という表現をとらなかつた。）に対しては、各個所ごとに山年貢高が定められていて（表一1参照のこと。）所持山林の移動（田畠山林入引帳では、入引と表現されている。）にともなって、山年貢負担者も移動している。

④ 表一2に示されているとおり、町方、在方負担分以外の山年貢の大部分が、少数の庄屋衆（木田藤右衛門）本陣（伊藤六左衛門）脇本陣（三輪市郎左衛門）に属する門閥層と社寺によって負担されている。

⑤ 表一2にあげられている関谷、大河内は、ともに字名で、奥地ではあるが、今須村内では最も広大な山林の所在する地区であって、幕末期には関谷30戸、大河内奥70戸の住民が、「きこりそま、製炭などの山林業務に従事」²⁾していたところである。この両地に、一村総持共有山に対する山年貢とは別に、一括して山年貢が賦課されていることは、両地区住

表一1 山林所持移動調（幕末一明治初期）

年 代		山 林 移 動		山林所在場所 (字 名)	山 年 貢
日本年号	西暦	前所持者(引)	移 動 先 (入)		
文久 3	1863	三四郎	東組常次郎	芹原	升合勾 35
"	"	彦左衛門	上組分	下明水谷	182
文久 4	1864	和左衛門	東組帶次郎	北山	70
元治 2	1865	鉄次郎	又右衛門	薬師山	235
慶応 2	1866	東組次郎右衛門	又五郎	馬鼻	490
明治 3	1870	元吉助分三六郎	作右衛門	下明谷	15
"	"	長次郎	文助	大河内奥小谷	155
"	"	吉助	作右衛門	下明谷	15
"	"	吉助	三六郎	下明谷	15
明治 4	1871	小林、佐二兵衛	竹ノ尻、伝吉	門間代	20
明治 6	1873	三四郎	喜左衛門	谷山村はひ山ノ内	20
"	"	孫市	喜八	竹ノ尻上小谷	85
"	"	六左衛門	新明、与市	宮谷	210
"	"	林右衛門	竹ノ尻、又右衛門	はへ原	20
明治 7	1874	新明、与市	留弥	宮谷	210
"	"	新明、与惣兵衛	作次	下明谷	75
"	"	六左衛門	下明谷、亦右衛門	下土新ノ谷口	180
"	"	六左衛門	久左衛門	下土新ノ谷	215
"	"	六左衛門	"	大河内	238
明治 8	1875	六左衛門	兵左衛門	大河内甚右衛門平	30
"	"	"	竹ノ尻、又右衛門	大河内桂子口ムクリ	40
"	"	"	元東組治郎右衛門	東股官山続	40
"	"	"	"	八丁ヶ谷	40
"	"	"	"	宮ケ谷	80
"	"	喜八	元東組甚四郎	竹ノ尻上小谷	211
"	"	(出作)和左衛門	(出作)善次郎	地券317番	10
"	"	六左衛門	常次郎	地券316番	120

注1) 今須村上組、田畠山林入引帳（文久3年癸亥正月より一今須文書）より作成。

2) 1件ごとの個所数は、すべて1個所である。

民の特別な占有的用益地の存在、或は木材・薪炭の生産に対する対価として賦課されていたものと推定される。

⑥ 表一2に示した75名の山年貢負担者は、ほとんどが今須上村居住の農民、または、寺院と認められ、村外商人の負担は認められない。

今須村において古くからみられる階層性については、表一3に示した階層区分と、その説明に、「村方作法通り家隔（格）五段に相定め、かくの如く相勤め來り候」³³⁾と記述されていることより明らかであるが、岐阜県史通史編でも、『村高1500石余のうち約60パーセントに当る800石が、庄屋や百姓代、高持立会惣代をつとめる37戸（および寺院）と、これに「付属仕候者」によって所持されていた』³⁴⁾と、田畠所持の偏在を指摘し

ている。また、前述のとおり山年貢の大部分が、少數の上層農民によって負担されていることは、私的所持山林の上層農民への集中を示すと同時に、今須村全体の山林に対する支配的秩序が、上層農民によって形成されていたことを明らかにするものである。

したがって、今須村における木材・薪炭の生産移出も、上層農民の支配する秩序のもとに、一村総持共有山、または、主として上層民によって私有化されつつあった名請山林から、小前百姓（佃・木挽）の労働力によって行われたものと考えられる。たとえ、地元の木屋仲間（商人資本）の力を軽視することはできないとしても、木屋仲間自体、農民でもあるものの組織と考えられるので、近世期今須村における木材・薪炭の生産は、農民による小商品生産の範疇に属するものと解す

表一2 今須村山年貢負担調

1. 個人負担分

負担高別	負担者数	比率
5合未満	16名	21.3%
5合～1升	17	22.7
1升～2升5合	20	26.7
2升5合～5升	8	10.7
5升～1斗	7	9.3
1斗以上	7	9.3
計	75	(100)

2. 1斗以上個人負担者

負担者	山年貢
(三輪)市郎左衛門	斗升合勺才 52485
(伊藤)六左衛門	20279
(木田)藤右衛門	19185
寂光院	18157
大春	17090
孫市	11075
清八	10955

3. 町方、在方その他負担分

区分	山年貢
町方出作共	石斗升合勺才 106574
為右衛門分	2800
在方	173590
藤右衛門支配	13820
関谷	1190
大河内	1190
囲米分	3750

表一3 今須村役家別軒数調（文化年間1804～1817）

役家別	軒数	備考
年寄家	21	町之分13軒一庄屋・年寄・百姓代村方三役御伝馬問屋・賃伝馬問屋独占；入家之分7軒；21軒内1軒絶家。
脇年寄家	16	年寄家よりの分家，平日村役人代，宿役人代，出迎，小口役にあたる。
袴役家	33	平日諸家通行のときは先払いそのほか小口役に従う。村方で「仲通り家」のもの。
文遣家	12	大切な通行にあたり，前宿へ見越役，触書持送役をなす。
歩役	332	平日人足や荷付け，小遣そのほか歩役になる分，すべて小口役を勤める。
計	414	

注1) 岐阜県史，通史篇近世下巻826～827頁より作成。

2) 元禄15年（1702）「居益宿口上書」によると，当時の家数は363軒で，その内訳は，町家 184 軒，枝村 179 軒となっている。歩行・馬役は 255 軒。（前掲文書825～826頁）

べきであろう。

村外の前期的資本の進出が，今須村に認められないことは，直接には，山講，木屋仲間を結成するまでに成長した地元木材商人の力が，それを阻止したからであろう。しかしながら，今須村にすぐれた天然生林が存在していても，その面積はさして大面積という訳ではなく，しかも，今須川が小河川であって流筏が不可能で，人足，牛馬以外の輸送手段がなかったために，今須材の消費市場は，大垣（18軒）彦根・長浜（20軒）

を限界地とする局地的範囲に限られ，一時的にせよ大量伐採，大量輸送が不可能であったという，自然的，位置的環境を重視すべきであろう。

（3）山講・木屋仲間の結成

さきに，今須の町方，谷方の木材商人が木屋仲間を，今須上村の山稼のもの達が，山講を結成していたことを述べた。

不破幹雄氏によると，文化10年（1813）信仰団体である太子講が，今須上村の竹之尻18名，小林4名，天

神・堀畠 4名、海戸 4名、下明谷・下土 9名、合計49名によって結成され、その後、講員は明治初期80名に達し、毎年2月2日に当番宿の家で聖徳太子の法要を営み、講員互助の金融が行われていたということである。

この太子講の講員について、不破幹雄氏は、「何れも木屋仲間即ち材木商の同業者であって、別に山講と称する組織を持っており、その人達がそのまま信仰団体である太子講を構成していたものようである。」⁵⁾と述べている。

また、次に掲載する「定」をとりきめている連中は、自らを、上村仲間と表現している。

定（太子講史料一不破幹雄氏より提供）

一寅之年ニ相談上相定、新ニ仲間入仕候節ハ壱人ニ
錢武百三拾文ツツニ相定申候、且又若商買替致ひ
き候而又末ニ、材木商買相勤仲間入仕候節ハ、右
新入錢武百三拾文出シ不申候而茂、仲間入致候筈
ニ、連中相談之上相定申候 以上
文化十五年寅二月廿日 (上村)仲間中

このように、太子講、山講、上村仲間、木屋仲間といった団体が、各文書に、必ずしも明解な相互関係をもったものとして表現されてはいない、しかし、木屋仲間は、今須村全域の木材商人のつながりを持った組織と、上村仲間は、その下部組織であったか否かにかかわらず、今須上村のみの木材商人の組織と考えられる。

また、太子講は一般的な信仰団体としての組織の表現であるが、山講は特定の今須上村の山稼の者達が、対外的に組織名をあらわす必要のある場合に用いられた表現と考えられる。山講を木材商人のみの組織と云わずに、山稼の者達の組織と称したのは、太子講創立当初の49名は、いずれも木材商人であったであろうが、講員増加の過程において、木材商人以外の山林所持者、杣、木挽等の加入を容認したものと考えたからである。その根拠として、文久3年の「差出申熟談証文之事」（前掲文書）の後段に、「山稼のもの一同」に対する報告を「山講中」として報告していること、また、上村の材木商人のみの団体として、別に上村仲間という集りがあること、さらに、明治初年に80名の木材商人が今須上村のみに居住していたとは考えられないこと、などである。

今須村の木材商人は、今須材を取扱うことによって、山講をリードし、木屋仲間を結成するまでに成長してきたが、彼等の多くが農民であり、私的所持山林の所持者でもあって、幕末期までは上層農民の支配下におかれ、特に村外の前期的資本と対抗するうえには、当時の支配的秩序を維持する上層農民側に立つ必要があ

ったものと考えられる。

3 宿場依存経済と木材・薪炭の生産

近世期、今須村においては、少数の上層農民の支配下で、多数の杣・木挽によって木材が生産され、加工されて、地元の木材商人の手によって移出、販売されてきたことを述べてきた。しかし、近世期における今須村は、宿場として繁栄し、村民の多くは宿場経済に依存することによって、当時の貨幣経済に対応した訳であって、今須村全体の経済から云えば、他地方へ移出する木材、薪等の販売による貨幣収入は、あくまでも副次的な収入であったと考えられる。

労働力の面からみても、表一3に示すとおり、宿場の維持、繁栄のためには、村民の多くが歩役として、また牛馬の飼育に相当の時間をさかなければならなかったから、木材の生産、運搬に投入しうる労働力には限界があり、近世期における木材の生産量は、明治維新以後の生産量を相当下廻っていたものと推定される。

明治維新によって宿駅制が廃止され、今須村が宿場依存の経済から、林業依存経済に転換せざるを得なかつたところに、明治以後における林業の本格的な発達の要因を見つけだすことができる。

III 拂伐林の形成と拂伐林業の発達

1 宿駅制の廃止と林業の発達

明治に入って、宿駅制の廃止にともなって、宿場は疲弊し、宿場依存経済が破壊された。しかも、山間地帯であつて農耕地の開発は、きわめて困難であった。

明治初期における耕地反別と農家戸数を調べてみると、表-4, 5に示すとおりで、調査年度と史料の差異によって、反別、戸数ともに差異があるが、大体の数字を擰むために、耕地反別を130町、農家戸数を300戸として計算すると、1戸当たりの平均耕地反別は、4反3畝となる。この反別は、自給自足はできても、他地方に農産物を移出、販売できるほどの反別ではない。このことは、表-6からも明らかで、他地方から移入されている農産物は皆無であるが、他地方に移出している農産物も、製茶、菜種のみで、その売却金額は、あわせて1790円にすぎない。

このように、農業の振興には限界があったから、宿駅制の廃止によって生じた労働力の余剰は、木材・薪炭の生産、加工、運搬、販売に振向けられ、今須村における商品としての林産物の生産は、明治維新後、近世期に比較して一層盛んとなった。

明治16年（1883）「年中輸出入物品種類及売買金額表」によると、当時他地方へ移出した木材・薪炭の売却金額は1万2千円に達し、移出する産物の総売却金

表一4 今須村田・畑反別

田 反 別			畑 反 別		
等級	文久2年—1862	明治3年—1870	等級	文久2年—1862	明治3年—1870
上々田	町反畝歩 1 6.3 7.1 8	町反畝歩 1 6.3 7.1 8	上畑	町反畝歩 1 1.3 4.1 0	町反畝歩 4.5 9.1 5
上田	2 6.1 4.1 2 5	2 6.1 4.1 2 5	中畑	7.6 7.1 6	7.6 7.1 6
中田	2 9.0 5.1 9	2 9.0 5.1 9	下畑	5.5 8.2 0 5	5.5 8.2 0 5
下田	2 0.8 1.1 8	2 0.7 3.0 3	下々畑	7.9 7.2 5 5	7.9 7.2 5 5
下々田	1 3.4 1.1 8	1 3.4 1.1 8	小計	3 2.5 8.1 2	2 5.8 3.1 7
新田	9.0 9	1 7.2 4	屋敷		6.7 4.2 5
計	1 0 5.9 0.0 4 5	1 0 5.9 0.0 4 5	計	3 2.5 8.1 2	3 2.5 8.1 2
田・畑合計	文久2年 138町4反8畝16歩5厘、明治3年 131町7反3畝21歩5厘				

注1) 文久2年、美濃国下破郡今須村高反別張、明治3年、不破郡今須村高反別帳(ともに今須村文書)より作成。

2) 明治18年、今須村地租帳によると、田107町2反4畝10歩、畑18町4反2畝15歩計125町6反6畝25歩となっている。

表一5 林業・木材商業・木林運搬業・木林加工業戸数調(明治12年—1879)

職業別	専業	兼業	計	兼業職種	
				戸	戸
木挽	11	54	65	農48、外6戸	
炭焼		38	38	農38戸	
荷車曳き	16	15	31	農13、外2戸	
材木商	10	3	13	農1、外2戸	
木材加工	4	9	13	農9戸	
通運会社	1	2	3	農1、外1戸	
計	42	121	163		

注1) 明治12年、「雑種業、諸営業人員調」(今須村文書)より作成。

2) 木材加工業の内訳は、建具職・下駄屋・桶屋・指物師・大工等である。

3) 農業従事者は、専業177戸、兼業127戸計304戸となっている。

4) 上表記載の職業のほか、林野に関連のあるものとして、鳥獣獵師専業3戸がある。

5) 明治16年の調によると、戸数454戸、人口2096人、職業農276戸、商102戸、工62戸、雜6戸となっている。

額の76パーセントを占めている。

また、明治12年(1879)「諸営業雑種業人員調記」によると、当時、木挽、炭焼、荷車曳き、材木商等木材、薪炭の生産、加工、運搬、販売に従事していた戸数は、表一5に示すとおり、163戸であって、全戸数の38.7パーセントに達している。しかも、択伐林から短期間隔をもって山林所得を得ることが、可能であった相当数の山林所有者の存在をあわせ考えると、村民の大部分が、林業に直接、間接に依存して家計を維持してい

たことが理解できる。

2 択伐林の形成と択伐林業の発達

上述のとおり、明治維新を契機とする、経済的、社会的条件の変化に対応して、林業がより一層発達し、しかも、今須村の場合、択伐林の形成、択伐林業の展開という方向をとった。以下、一齊皆伐林ではなく、択伐林を形成させた、今須村をとりまく自然的、社会的、経済的諸条件について言及しよう。

(1) 明治初期における林野の状況

表一7に、地租改正時における山林等級別面積、地価を示した。この表、およびその注に示した山、林、草生を区別する基準は、明らかではないが、林は、山麓の畠地に続く平坦地、または、緩傾斜地で、スギ・ヒノキを主体(人工造林によるものを含む。)とする樹林地を、山は、山麓に続く中腹、尾根までの傾斜地で、松、雜木のなかに主として天然生のスギ、ヒノキその他針葉樹が混交している林地を、草生は、所謂採草地を指称するものと考えられる。林は大部分が私有であり、山の半分以上が一村総持共有山、草生は一村総持或は小集落持の共有山であったと推定する。

地租改正時の山林原野の等級区分は、林地の肥瘠、樹木の繁茂の状態、運輸の便否等を基準とし、さらに開墾、林場、採草の利用条件をも考慮して決定されたものであって、必ずしも、上位の等級に属する林地が、すべてすぐれた樹林地であり、下位の等級に属する林地が、劣悪な林地とは限らないが、単位面積当たりの収穫金から算定した地価の面から判断して、商品としての木材は、大雜束に云って、林1~3等地、山1~2等地の林地から生産されたものと推定する。

表一6 今須村売却・買取物産調(明治15年—1882)

売却物産			買取物産		
品名	数量	金額	品名	数量	金額
薪炭	62500 <small>本</small>	2000 <small>円</small>	塩	800 <small>俵</small>	420 <small>円</small>
材木	3200	10000	種油	35 <small>樽</small>	465
製茶	70 <small>俵</small>	119	酒	100	1800
菜種	560 <small>反</small>	1680	醤油	50	160
和洋太物類	1200 <small>金</small> 15	1500	石炭油	60 <small>箱</small>	120
干物類	雜種ニ付数難量	450	綿	100	220
計		15749	計		3185

注 今須村「年中輸出入物品種類及売買金額表」(明治16年2月20日)より作成。

表一7 山・林等級別面積、地価調

等級	山・林面積		地価 (1町歩当り)
	面積	比率 (%)	
山	924.36.19	(100)	
1	97.91.00	10.6	12.50
2	88.57.00	9.6	7.00
3	197.12.05	21.3	4.00
4	179.06.12	19.4	2.00
5	361.80.02	39.1	1.00
林	18.84.09	(100)	
1	2.26.29	12.0	12.50
2	4.97.27	26.4	7.50
3	6.55.15	34.8	5.00
4	4.24.28	22.4	3.00
5	83.00	4.4	2.50
山・林計	943.20.28		

- 注1) 面積については田畠・屋敷・山林・藪・草生総計簿、地価については、収穫地価毫反當表(とともに今須村役場文書)より作成。
 2) 山1等の内訳として、持山、32町9反1畝、入会、65町(今須村、松尾村入会)の記載がある。
 3) 山・林1等地の地価は、畠6等地の地価(1反当り12円20銭、収穫金1円33銭)の10分の1強である。
 4) 明治18年の地租表(今須村役場文書)によると、山859町6反5畝25歩(松尾村との入会を除く)林18町7反3畝18歩、藪1町9反24歩、草生4町1反9畝18歩となっている。

(2) 小規模分散的山林所有形態の形成

明治8年に行われた今須村の総山調査(筆者が確認した総山調査結果には、字平井・祖父谷等下の谷に所在する林野についての記載がない。したがって、今須村全域の完全な調査結果ではないと考えられる。)をみると、表一8のとおりで、中挟、片平の御林は、そのまま官林に移行しており、私的共有を含む私有林は、

表一8 所有形態別林野面積
明治8年 総山調査

所有形態	面積	比率	個所数
官山	1166.00	2.1	2
公有山	3345.00	60.3	17
共有山	860.00	1.6	4
私有山	1977.20	35.6	53
元除地	250.00	0.4	1
計	5550.30	(100)	77

注1) 明治8年5月19日、今須村「総山調査」より作成。

2) 共有山は複数個人の共有。

3) 一部地区(下の谷)の調査が欠除しているものと推定。

全体の約3割7分を、公有林が全体の約6割を占めている。

2カ所の官林は、後年下記のとおり入札に付され、払下されているようである。

官山御払下ヶ地代金并立木代金入札(今須文書)

美濃国不破郡今須村字片平御林

一反別 四町毫反毫畝拾步

此地代金式拾七円八錢三厘三毛

但 壱反歩ニ付金六拾式錢六厘

一木数 八百拾八本

此代金式拾八円六拾三錢

但 松雜木目通リ毫尺廻リ五四尺廻リ込,

平均毫本ニ付金式錢五厘

美濃国不破郡今須村字中挾御林

一反別 七町式反式畝式拾九步

此地代金三拾六円拾五錢

但 壱反歩一付五拾錢

表一9 私有林名請・持主・個所別用益者数調

私有林 所在字名	山会丈量帳 持 主	総山調査 名 請	山会名寄仮帳		
			持 主	個所数	個所別用益者数
下西谷	河地兵内	河地兵内	河地兵内	44	堀畠、吉兵衛外32名
星丸本谷	伊藤六左衛門	伊藤六左衛門	伊藤六左衛門	14	新明、久左衛門外11名
ハエ原一ノ谷	伝四郎	上田伝四郎	伝四郎	6	弥之平外5名
ハエ原滝ヶ谷	又右衛門	上村又右衛門	又右衛門	7	竹ノ尻、林右衛門外4名
ハエ原真谷	梅治郎	大嶋梅次郎	新明、梅治郎	11	“、重左衛門外7名
花ジヤク谷	木田藤右衛門	木田藏右衛門	木田藤右衛門	5	皆戸、兵左衛門外4名
カツラコ西谷	伊三郎	谷口伊三郎	伊三郎	13	竹ノ尻、善蔵外12名
熊之谷	兵左衛門	西村兵左衛門	兵左衛門	13	新明、与市外8名
堂斎谷	権左衛門	吉田権左衛門	権左衛門	14	竹ノ尻、又右衛門外11名
ビリボラ	久左衛門	吉田久左衛門	久左衛門	22	“、清治郎外18名
奥テ谷	権左衛門	吉田権左衛門	権左衛門	23	“、仁左衛門外18名
シノ谷	戸長	戸長	戸長	17	“、留五郎外15名、外小谷村惣山
イカ、谷	三輪治郎右衛門	三輪治郎右衛門	三輪治郎右衛門	3	皆戸、権四郎外2名
ヨノ谷	兵左衛門	西村兵左衛門	皆戸、兵左衛門	12	皆戸、兵蔵外8名
閑谷ハジカシ谷	権左衛門	吉田権左衛門	“、権左衛門	8	竹ノ尻、清右衛門外7名
〃小屋ヶ谷	又右衛門	山根又右衛門	下明谷又右衛門	17	下土、三方外15名
〃花ヶ谷	久左衛門	吉田久左衛門	新明、久左衛門	36	竹ノ尻、仁左衛門外19名、外行者衆山
新明奥辰	治	木村辰治	“、辰治	2	小谷、孫市外1名
カマガ谷	吉蔵	松井吉蔵	下土、吉蔵	8	天神、金右衛門外7名
一之谷	河地兵内	河地兵内	河地兵内	16	下土、作治外15名
柳洞	三輪市郎左衛門	三輪市郎左衛門	三輪市郎左衛門	5	下土、藤蔵外4名
ヘルガ谷	吉蔵	松井吉蔵	下土、吉蔵	4	下土、三六外3名
片ヘラ	吉蔵	松井吉蔵	下土、吉蔵	7	下土、吉兵衛外6名

注 明治8年、山会丈量帳、総山調査、山会名寄仮帳（いずれも今須村文書）を作成。

一木数 八百四拾四本

此代金式拾壱円六拾銭

但 松雜木目通り壱尺五寸五尺廻造平均壱本
付金式銭五厘

右之通入札仕候処相違無御座候、落札相成候節者、
立木代即金、地代金之儀者五ヶ年賦ヲ以上納可仕候
以上

岐阜県管下美濃国不破郡今須村
日比野七右衛門

私有林について、上述の総山調査と、明治8年、上村惣中が作成している山会丈量帳、山会名寄仮帳等の内容を照合してみると、総山調査と山会丈量帳には、山林所在字（谷）別に、1名の名請（受）人（総山調査）、持主（山会丈量帳）が記載されている。名請人、持主は少数であって、戸長をはじめ近世期以来、上層農民の階層に属するものと推定される。（伊藤六左衛門、三輪市郎左衛門、木田藤右衛門、杉山伊八、吉田久左衛門、河地兵内、上村又右衛門等）。しかし、山会

名寄仮帳には、総山調査、山会丈量帳に挙げられている場所と全く同一場所（字・谷）について、持主のほかに、それと並記されて、占有的用益者と認められる数名の名前（個所別用益者と呼称する。以下同じ。）が、用益個所数が明記されて記載されている。（表一9 参照のこと。）（町方在住のものを除いて、上村全体で78名を確認した。）総山調査以後に作成された各字（谷）の地押取調帳をみると、総山調査の名請人、山会丈量帳の持主であったものも、個所別用益者でなかった場合は、私有林の所有者としてあがつてきていよいようである。

この間の事情を解明するならば、地租改正、土地官民有区分の完了期までにあげられている私有林は、少くともその全域が、私有林の名請人、持主の実質的所有にかかるものではなく、名請地内の個所別用益者の用益権を認める山林支配権とでも称する権利を名請人、持主が所有する山林であって、実質的な用益権者は個所別用益者であったと解される。（幕末期、

表—10 山林原野所有規模別所有面積、戸数調（明治25年—1892）

規 模	1 反未満	1 反～5 反	5 反～1 町	1 町～5 町	5 町～10 町	10 町以上	計
戸 数戸	75	58	25	31	12	5	206
面 積	3町2反1畝28歩	13町1畝25歩	17町2反7畝11歩	68町3反1畝22歩	91町5畝1歩	68町9反9畝10歩	261畝8反7畝7歩
戸数比率%	36.4	28.2	12.1	15.1	5.8	2.4	(100)
面積比率%	1.2	5.0	6.6	26.1	34.8	26.3	(100)

注 1) 明治25年、土地壱人別合計簿（今須村文書）より作成。

2) 耕地所有者で、山林原野を所有していない戸数は36戸となっている。

3) 10町歩以上所有者は、妙心寺（19町3反8畝14歩）上村松次郎（14町1反4畝17歩）、川瀬音右衛門（13町9反7畝5歩）、三輪政之（10町9反6畝23歩）、伊佐大佳（10町5反2畝11歩）の5名である。

表—11 村持山（一村総持）分割私有化調—1（明治21年—1888）

所 在 字 名	分 割 前 面 積	分 割(壳渡)面 積	据 置 面 積	買 取 者 延 人 数
鈴 良 谷	町 反 畝 歩 2.0 0.0 0	町 反 畝 步 1.7 2.1 5	町 反 畝 步 2.7 1.5	1 6
大 滝	1 1 2.5 0.0 0	1 9.9 5.0 9	9 2.5 4.2 1	9 1
ナ ベ リ 岩	6 0.0 0.0 0	1 4.0 8.2 5	4 5.0 1.0 5	9 3
笹 谷	1 0.0 0.0 0	3.5 0.0 4	6.4 9.2 6	2 5
城 ケ 谷 山	1 3.5 0.0 0	6 6.1 9	1 2.8 3.1 1	1 3
阪峯南ナンバケ尾	5.0 0.0 0	6 4.0 2	4.3 5.2 8	1 0
計	2 0 3.0 0.0 0	4 0.5 7.1 4	1 6 2.4 2.1 6	2 4 8

注 1) 明治21年「字鈴良谷・大滝・ナベリ岩・笹谷・城ヶ谷山・阪峯ナンバケ尾山反別地価総計帳」（今須村文書）より作成。

2) 壳渡代金は、合計で771円41銭となっている。

3) 1戸当りの壳渡面積は、所在字、地番によって差異があるが、壳渡地番別件数の約半分が、5畝～7畝となっている。（最大面積1反4畝～最小面積4畝）

山年貢の多額の負担者は名請人、持主であって、少額の負担者のなかには占有的用益権者も含まれていたものと推定する。）

地租改正、土地官民有区分を経て、上述の個所別用益者は、近代的所有者として、所有の自由を認められ、名請人は、近世期以降、実質的に所持していた林地を除いては、名請林地の所有者に推移することなく、後年の地押取調帳から脱落する結果となったものと考えられる。

このように、名請人が名請林地の所有者に推移できなかったことは、宿場依存の家計から林業依存の家計への転換を余儀なくされた、小農の土地所有への積極的要求と、今須騒動（小農と上層農民との年貢のとりたてをめぐる騒動、上層農民の権力に対する小農の反抗。）を経過した上層農民の小農の要求に対する意識的配慮とかみあって、元来村持山に由来する名請林地の小農的分解という形をとったためであろうと推察する。

つぎに、山林所有形態の小規模分散性について述べよう。総山調査、山会丈量帳にあげられている名請人

別、持主別の山林面積、個所数を調べてみると、少数名請人（持主）によって相当規模の山林が所持されていて、決して、小規模分散性は認められない。このような、少数名請人（持主）による相当規模山林所持は、維新後、土地官民有区分、地租改正期を通じて生起した、上層農民層の一部崩壊、名請林地の小農的分解とともにあって、消滅していくのである。

しかし、山林所有の階層性が全くなくなった訳ではない。明治25年の土地台帳によって、山林所有規模別戸数、面積を調べてみると、表—10のとおりとなり、この段階においても、全私有林の約60パーセントが、5町歩以上の17名（内社寺を含む）の所有者によって占められているのである。

階層性をともなってはいるが、山林所有の小規模分散性は、一村総持共有山の分解を経過して、はじめて明確に認められるようになるのである。

筆者の調査した限りでは、一村総持共有山の分割私有化によって、明治維新後明治期中に約半分の一村山総持共有山が私有林となり、明治41年（1908）の公有林現在届では、330町5反5畝23歩（台帳面積）となった。

一村総持共有山の分割私有化のうちで、最も大規模に行われたのは、明治21年（1888）と同32年（1899）の分割のようであるが、この分割に関して、表-11、表-12を作成した。特記すべきことは、明治32年度第2回村会議事録に、「今須村一村総持林地へ杉、桧植

表-12 村持山（一村総持）分割私有化調一2
(明治32年—1899)

所在字名	分割前面積	分割(売渡)面積		買取者延人数
		町反 歩	町反 歩	
城ヶ谷	12.80.11	44.16	11	
坂ノ峯南ナンバ尾	3.85.21	34.26	7	
東山	1.20.00	9.28	1	
金山	1.50.00	9.25	1	
築本	2.50.00	1.10	1	
中狭西股	9.02	25.14	6	
中狭東股東平	14.35.10	2.28.22	15	
中狭東股西平	4.75.01	79.17	7	
北山	3.78.24	32.18	3	
宮ヶ谷	2.83.28	35.01	1	
上西谷	2.97.13	68.08	13	
大河内奥	113.65.19	25.74.11	326	
関谷	32.86.09	9.21.20	180	
下土	2.97.02	19.26	11	
堂ヶ洞	49.17	23.18	6	
門間台ノ上	1.76.11	14.17	2	
一ノ谷	3.62.27	10.03	3	
二ノ谷	1.78.01	35.08	9	
三ノ谷	16.00	45.27	6	
五ノ谷	86.16	80.09	21	
鈴良谷	27.15	16.27	5	
大滝	82.53.17	5.78.29	154	
ナベリ岩	45.89.11	8.60.17	136	
カヤガ谷	34.05	20.12	1	
計	337.86.20	57.72.19	926	

注1) 明治32年度岐阜県下破郡今須村第3回村会議事録（今須村文書）より作成。

2) 売渡代金総額は2565円58銭5厘となっている。

3) 売渡対象地は、スギ・ヒノキ植付地に限られている。

付之分ニ限り分裂済ニ付、各自へ売渡シノ件議定ノ為メ、明治32年5月14日、村会議員ヲ召集シ「議長、右記載ノ通山地売渡代金式千五百六拾五円五拾八銭五厘、今須尋常小学校改築費ニ充ル為メニ売渡シ」と記録されているように、一村総持共有山のなかの杉、桧の植付地に限定して、分割私有化が行われたことである。したがって、個人別買取山林所在字別反別表、字別の今須村共有山分離台帳等関係史料をみても、各買取者の買取地は、一字に限定してみても全く不同で、また、1筆毎の分割地区もきわめて小面積かつ分散している。さらに、村持山の単なる売渡による分割でなく、主として小農による植付地の分割であるから、特定個人への売渡地の集中は認められない。（表-13参照のこと。）

分割の根柢となった、一村総持共有山内への杉、桧植付が、いかなる権利に基づくものか、村の貸付規定等に準じて行われたものか、または、勝手な個人的恣意による植付が、植付後公認されたものか、或は割山の使用地に植付たものか明らかでない。いずれにしても、村持山内における植栽木の所有権が、少くとも一代限りはその植栽者に与えられるという、古くからの慣習が、強く分割の背景にあったものと考えられる。

このような一村総持共有山内へのスギ、ヒノキの植付、その植付地の私有化によって、山林所有者1人当たりの所有面積は、多少増加したであろうが、小規模性（今須林業の場合、山林所有者1人当たりの所有面積が比較的小面積であることと、1人の所有者に属する所有地1筆または、1個所——択伐林の場合、1筆または、1個所が独立した経営対象地と見做しうる場合が多い——ごとの面積がきわめて小面積であること、この2つの意味がある。）は解消されず、分散性（1所有者に属する所有地の分散性）は、より一層顕著となった。

ここで指摘しておきたいことは、一村総持共有山の分解は、小農の分解であって、村外の商業資本への分割、集中は見られないということである。このことは、今須材の流通圈に強力な商業資本が発達しなかったこと、または、択伐林業が、家族労働を主体とした、きわめて労働集約的な林業として発展し、村外商業資本

表-13 今須村一村総持共有山内、スギ・ヒノキ植込面積規模別戸数調

植込面積規模	5畝未満	5畝～1反	1反～2.5反	2.5反～5反	5反～1町	1町～1町5反	1町5反以上	計
植込戸数(戸)	60	35	55	42	25	6	2	225
同上比率(%)	26.7	15.5	24.4	18.7	11.1	2.7	0.9	(100)

注1) 個人別買取山林所在字(谷)別、反別、代金表(今須村文書)より作成。

2) 明治31年～32年度にかけての調査によるものと推定。

3) 1町5反歩以上の2名は、山本谷右衛門（1町8反28歩）と、山本七兵衛（1町6反5畝13歩）である。

の進出する余地と魅力とを有していなかったこと、さらに、近世期以降、山講、木屋仲間として結束してきた経過をもつ小前農民（杣・木挽）と地元商人の集合体が、村外商業資本の進出を排除する力を有していたこと、いずれの要因に重きを置くべきかは別として、これ等の要因が重合した結果とみるべきであろう。

(3) 拾伐林の形成

今須村の林業は、元来村持山内の天然生林の伐採によってはじめられ、天然更新による後継樹の育成によって、商品としての木材の供給源が維持されたものと考える。すなわち、板等の加工販、消費市場までの運賃、伐出費を差引いて収支相償うことのできる、利用価値の高い大径木を選伐し、伐採跡に生立している稚樹、小中径木を保護することによって、順次後継木を育成し、天然更新によって用木林の維持がはかられたものと推定する。

時代の経過とともに、上層農民による村持山の私的所持化、さらに小前農民にも、個所別に占有的用益が認められるようになって、私的所持林、占有的用益林を中心として、伐採跡地へのスギ・ヒノキ苗木の植栽がはじまり、拾伐林の原型とも云うべき、スギ・ヒノキの異齢多層林が、幕末期には、今須村内の各地に形成されていたものと考えられる。

明治に入っても、今須川の流筏は不可能であり、木材は、陸路を牛馬または荷車によって運搬されていた。維新後の荷車の発達に触れると、明治12年には、3社の通運会社が設立されており、荷車曳きは31名に達し、明治16年には、52台の荷車を数えることができる。このような荷車の発達によって、加工木材の輸送能力は高められたが、丸太のままの輸送はきわめて困難であった。かりに、丸太輸送が可能であったとしても、スギ・ヒノキをはじめとする用材を生産しうる既成樹林地の面積、蓄積から考えて、丸太のままで大量に移出したのでは、長期にわたって、村民の多くが、林業に依存して生活できるような収穫の保続、木材の生産は不可能であったから、加工木材の増産に、余剰労働力を投入することが、最も望ましい方向であった。

当時、如何なる木材加工品を生産すべきかについて、村内の指導者層を中心として、加工技術や製品販路の調査研究が続けられ、結局、従来から製造されていた、挽板、挽割類のはかに、樽丸が、木材の附加価値を高めるために最適のものとして取り入れられた。これらの加工品の生産に不可欠な大径木は、近世期から明治初期にかけての木材生産によって漸減していたであろうから、長期的に加工品の原木を確保するために、大径木の保続的生産が強く要請され、この要請に最も良

く合致する林型として拾伐林がとりあげられたものと考えたい。当時、残存していた天然生林に、無意識的に成立していたと推定される、すぐれたスギ・ヒノキの異齢多層林を原型（技術的育成目標）として、拾伐林が意識的に形成され、農家の余剰労働力と結びついて、労働力多投の集約的林業として拾伐林業が展開された。

ここで、前項で述べた山林所有の小規模分散性と、拾伐林業との関係について言及しなければならない。

明治初期における農家1戸当たりの平均耕地面積から判断するならば、農業生産によって食糧の自給はできても、農産物を他へ販売して現金収入を得るほど耕地を所有していた農家は少なかったから、林業をあわせ行うことによって、家計を維持しようとする多くの農家は、少くとも、家計補助的な収入を、山林から定期的に獲得することを強く期待した。拾伐林は、この期待に答えうるものであって、たとえ少面積であっても、拾伐的施業をとるならば、毎年或は短期間隔をもって、相当額の収入を得ることが可能であった。

このように農家の家計と密着した拾伐林には、農業に投入する以外の余剰労働力が多投されやすく、分散的に所有する林地の手入も可能となり、さらに、余力をもつ農家は、自己所有地以外の一村総持山への植付をすすめ、植付地の私有化を契機として拾伐林は次第に増加した。

拾伐林の小規模分散性と、多数（表-14参照のこと。）の木材商人の存在との間に成立していた相互依存的関係について述べよう。

すなわち、拾伐林所有者は、身近に存在する木材商人によって、立木を少量づつ分散的に処分することが容易となり、また、拾伐林所有者の少量分散的立木処分は、各自特色をもった多くの木材商人の存在を可能にしていた。各自の特色とは、血縁、地縁的縁故

表-14 明治中期、木材、薪炭商調

営業品目	営業戸数
木 材	30
木 材・薪・木 炭	35
木 材その他の（薪炭以外）	1
薪（割 木）	14
木 炭	2
薪・木 炭	12
薪炭その他の（木材以外）	5
計	99

注1) 今須村地番別商人調（今須文書）より作成。

2) 商人氏名から判断して、明治25年～35年頃の調査と推定。

表—15 アカマツ林→スギ、ヒノキ択伐林移行各段階における林分構成

段階別	総数	径級別木						樹種別			(大・中・小径木別樹種別平数)
		大径木 3尺以上	中径木 2尺9寸~3尺	小径木 1尺5寸~1尺	小径木 1尺5寸~1尺	苗木	小計	スギ	ヒノキ	アカマツ	
A 地区	本数	53 (100)	3 5.7	15 28.3	20 37.7	15 66.0	35 83.0	44 7.6	4 9.4	5 9.4	大径木 マツ 1・スギ 1 中径木 スギ 13・マツ 2
アカマツ → 択伐 移行	%	11.5793	3.2492	5.2629	2.7687	0.2985	3.0672	9.344	0.2899	1.9460	小径木 スギ 29・ヒノキ 4・マツ 2 苗木 スギ・ヒノキ 40・マツ 1
B 地区	本数	272 (100)	48 17.7	33 12.1	88 32.3	103 70.2	191 66.5	181 9.2	25 24.3	66 24.3	大径木 マツ 48 中径木 スギ 21・マツ 12
アカマツ → 択伐 移行	%	99.9761	75.7184	10.8384	11.3695	2.0497	13.4192	15.0866	2.5262	81.6433	小径木 スギ 160・ヒノキ 25・マツ 6 苗木 スギ・ヒノキ 85・マツ 2
C 地区	本数	62 (100)	43 16.4	39 14.9	12 4.6	168 64.1	180 68.7	152 58.0	41 15.7	69 26.3	大径木 マツ 43 中径木 スギ 13・ヒノキ 1・マツ 25
アカマツ → 択伐 移行	%	83.9899	63.5468	15.3027	1.7972	3.3432	5.1405	6.9309	1.9907	75.0683	小径木 スギ 139・ヒノキ 40・マツ 1 苗木 スギ・ヒノキ 168・マツ 0

注1) 今須文書中択伐移行林の毎木調査(目通り尺廻し)結果より作成。
年未詳、ただし明治期と推定(樹高表示様式が近世期御林の調査表示様式によっている。枝下高をもって長さと表示している。)

関係、取引材種、取引先の差異、木挽との特種関係等に胚胎するものである。

(4) 択伐林の増加とその施業技術

吉野北山林業の「なすびぎり」等と同一の技術的手法によって、幕末期一明治初期には、すぐれたスギ・ヒノキの異齡多層林が形成されていて、この異齡多層林を、択伐林育成の技術的目標とした施業技術が大体明治20年頃に一応の確立をみたものと考えられる。(第1次発展段階)

その後、我国資本主義の発達、人口の増加、生活水準の向上にともなう、挽板・挽割・樽丸等の需要の増加と、今須村における宿駅制廃止後の、林業依存経済への転換とかみあって、木材の生産は増加した。この傾向に呼応して、造林地の拡大が、主として一村総持共有山を対象としてすすめられ、造林地の私有化を経過して、造林地は次第に択伐林に誘導されて行った。

筆者の調査した資料のなかに、松の天然生林から、スギ・ヒノキの択伐林への転換過程における尺廻し(毎木調査)資料がある。この資料は、上木として生立(残存)している松のなかに、径級のことなるスギ・ヒノキならびにそれぞれの苗木が、下木として生長し、植栽されて成立していることを示す資料である。この資料から、単木的な松の伐採跡にスギ・ヒノキの苗木を植栽することによって、スギ・ヒノキの異齡多層林が形成されて行くことを確認することができる。(表—15参照のこと。)

明治16年の調に、「著名的物産ハ材木及薪炭ニシテ」と記述されているとおり、(表—6 参照のこと。) 薪炭の生産もきわめて盛んであって、製炭者も明治12年の資料では38名に、(表—5 参照のこと。) 木炭・薪の両品目、或はそのいずれかを取扱う商人は、明治中期の諸営業者調では、68名の多さに達している。(表—14参照のこと。) したがって、雑木林の伐採が相当行われていたことは確実であって、その伐採跡地の一部についても、そこがスギ・ヒノキの適地であるかぎり、スギ・ヒノキ択伐林への転換がはかられていたものと考えられる。

このような経過をへて、択伐林が増加していくが、択伐林業は、小規模分散的林地

所有と、農家の余剰労働力とが結合し、短期的間隔をもって、収穫保続が可能な限界内において、できるかぎり多くの収入を得るためにつくり出された林業である。その目的達成のために、造林、保育、伐出技術の研究と、技能の研さんが重ねられ、労働力を多投する高度な植栽、雪おこし、下刈、技打等一連の造林、保育技術と、単木的な伐倒と運材に巧みな技術が生み出された。さらに、板類、挽割類の加工（製材）技術がすすみ、樽丸の製造技術も定着して、明治末期には、技術的にみて、今須林業は第2次発展段階に達するのである。

なお、択伐林から生産された今須材が、一斉林から生産される材と比較して、節が少なく、年輪巾が平均

してこまかく、耐久性に富むといったような長所をもっていたために、高価に取引されたと云われている。このような良質材生産をも、択伐林業を発達させた原因の1つに数えることができるであろう。

引用文献

- 1) 大内 晃 (1969) : 択伐林の經營 (坂口 勝美監修 「すぎのすべて」所収). 387. 全国林業改良普及協会.
- 2) 岐阜県西南農業事務所 (1972) : 今須林業. 2.
- 3) 岐阜県 (1972) : 岐阜県史通史編近世下巻. 827.
- 4) 岐阜県 (1972) : 岐阜県史通史編近代下巻. 64.
- 5) 不破幹雄 (1976) : 今須上村の山講文書. 1.

Summary

In the Tokugawa period, Imasu village was one stage (Shukuba) of "Nakasendo", and in this village timbers as commodities were produced from communal-owned forests and forests that belonged to large arable land holders.

At the beginning of Meiji period, with the abolition of "Shukuba" the territorial economy that depended on "Shukuba" was broke down, and during the "Imasusodo", (class struggle between leading member and peasant) the governing power of leading member—most of then were large arable land holder, gradually declined. Consequently, the communal-owned forests and the forests that be-

longed to large arable land holders were divided into peasants, and the peasant type arboriculture was developed.

The management of selection forest in Imasu district was founded on the small scale forests that owned by peasants and abundant labor of middle and small scale farmers. These management aimed at cultivation of larg diameter trees for special purpose, for instance "Tarumaru". The development of forestry in Imasu district, could maintain the house hold economy of many forest land owners, timber merchants, and woodcutters.